

令和7年度 佐伯市小崎台墓地・中山墓園 利用者公募案内

募集墓地

佐伯市小崎台墓地（佐伯市弥生大字大坂本 125 番地 108）

佐伯市中山墓園（佐伯市大字池田 1005 番地 2）

募集区画

佐伯市小崎台墓地

- ・ 2 型…寸法 1.8m×2.4m／面積 4.32 m²／使用料 32 万 3 千円／1 区画
- ・ 3 型…寸法 2.0m×2.4m／面積 4.80 m²／使用料 35 万 8 千円／4 区画
- ・ 5 型…寸法 2.5m×3.0m／面積 7.50 m²／使用料 57 万 5 千円／1 区画

佐伯市中山墓園

- ・ 第 A 区 31 番、38 番…寸法 2.0m×2.5m／面積 5.00 m²／40 万円／2 区画

※ 納入後の使用料につきましては返還できません。

募集期間

令和 7 年 8 月 13 日（水）から令和 7 年 9 月 30 日（火）まで

（※ 土日祝日等閉庁時を除く）

利用者の資格

次のいずれにも該当する人

1. 利用申請日の 3 か月前から、引続き市内に住所のある人
2. 利用許可を受けた日（利用許可証交付日）から 1 年以内にお墓を建て納骨できる人

申請方法

所定の用紙に記入・押印（認印可）の上、必要書類を添えてお申込みください。

（※ 申込みは 1 世帯につき 1 区画とします）

必要書類

世帯全員の住民票の写し（本籍・続柄の記載があるもの）

区画決定及び決定後の手続き

- ・ 利用決定通知書と使用料納入通知書を送付します。
- ・ 納付期限までに使用料の納入がない場合は、決定を取消しますのでご注意ください。
- ・ 納入確認後、利用許可証を交付します。※ 許可証交付後の区画変更は出来ません。

受付窓口・問合せ先

佐伯市役所 本庁 3 階 環境対策課（☎22-3956）
または
弥生振興局（☎ 46-1111）

参考資料（墓地利用上の注意事項）

墓地利用についての注意事項

- 焼骨の埋蔵又は改葬をするときは、利用許可証に次の書類を添えて届出をしてください。
 - （１）埋蔵の場合は火葬許可証
 - （２）改葬の場合は改葬許可証

- 次のような場合は、速やかに利用許可証の訂正・書換えまたは再交付を受けてください。
 - （１）利用者の本籍・住所・氏名その他、利用許可証の記載事項に変更があるとき。
 - （２）墳墓の所有権を継承するとき。
 - （３）利用許可証を紛失したとき。

- 墳墓等の新設、改造、修繕等の工事を行おうとするときは、所定の手続きにより市長に届け出てその指示に沿ってください。なお、以下の制限があります。
 - （１）墓石その他これに類するものの高さは、前面通路から３ｍ以下であること。
 - （２）植樹の高さは前面通路から１ｍ以下であること。

- 次のような場合には、利用許可を取り消すことがあります。
 - （１）許可を受けた目的以外に利用したとき。
 - （２）利用権を譲渡し、又は転貸したとき。
 - （３）利用の許可を受けた後１年を経過してもなおこれを利用しないとき。
 - （４）利用者が死亡した日から起算して５年を経過しても祭祀を継承する者がいないとき。
 - （５）利用者が住所不明となり、１０年を経過したとき。
 - （６）その他法令または佐伯市墓地条例もしくは同施行規則に違反したとき。

- 利用区画を利用する必要がなくなったときは、直ちに原状に回復し返還してください。

- その他佐伯市墓地条例及び同条例施行規則を守り、担当職員の指示に従ってください。

- 墓地から出る「ごみ」は定期収集を行いますので、以下のことを守って集積場所へ出してください。
 - （１）収集する品目 ①墓花 ②ろうそく・線香の残り ③その他のお供え物
 - （２）必ず袋に入れてください。 ※ 指定ごみ袋を使う必要はありません。
 - （３）「燃えるごみ」と「燃えないごみ」は必ず分別してください。